

令和 7 年度

せ い と こ ろ え
生徒心得

いわき支援学校くぼた校

氏名

くぼた^{こう}校での生活は^{せいかつ}集団生活^{しゅうだんせいかつ}を^{まな}学ぶための

^{たいせつ}大切な^{じき}時期です。

また、^{しゅうだん}集団で生活するには、いろいろな^き決まりが

あります。^き決まりを^{まも}守る^{しゅうかん}習慣をつけることは、み

なさんが^{そつぎょう}卒業し、^{しゃかい}社会に^で出てからとても^{たいせつ}大切な
ことです。

この^{せいと}生徒心得は、いわき^{しえんがっこう}支援学校くぼた校の^{こう}

^{せいと}生徒としての^{じかく}自覚と^{ほこ}誇りをもち、より^{じゅうじつ}充実した

^{がっこうせいかつ}学校生活が^{おく}送られることを^{ねが}願い、そのための^{きじゆん}基準

^{しめ}を示したものです。

みなさん^{ひとりひとり}一人一人の^{じかく}自覚と^{せきにん}責任をもって、こ

^{こころえ}の心得を^{まも}しっかり守り、^{こうこうせいかつ}高校生活をより^{ゆういぎ}有意義な
ものにしましょう。

1 通学つうがく

- (1) 交通規則や公共交通機関利用のルールを守り、安全に通学する。
こうつうきそく こうきょうこうつうきかんりよう まも あんぜん つうがく
- (2) 歩きながらの携帯電話の使用や食べ歩きはしないなど、マナー
ある けいたいでんわ しょう た ある
を守る。
まも
- (3) 寄り道はせず、決められた時間・方法で通学する。
よ みち き じかん ほうほう つうがく
- (4) 自転車通学は、許可願を提出し、認められた場合に限る。
じてんしゃつうがく きょかねがい ていしゅつ みと ばあい かぎ
- (5) 登下校中に何かあった場合は、学校や家庭に連絡する。
とうげこうちゅう なに ばあい がっこう かてい れんらく

2 学校生活がっこうせいかつ

- (1) 登校時刻は8時30分、下校時刻は15時35分とする。16時以降
とうこうじこく じ ぶん げこうじこく じ ふん じいこう
残る場合は、担任の先生に理由を伝え、下校方法や時刻を確認する。
のこ ばあい たんにん せんせい りゆう つた げこうほうほう じこく かくにん
- (2) 先生（くぼた校、勿来高校）や、来客に対してはもちろんのこと、
せんせい こう なこそこうこう らいきやく たい
友達同士、勿来高校の生徒に対してもしっかりとあいさつする。
ともだちどうし なこそこうこう せいと たい
- (3) 5分前行動を心がける。
ふんまえこうどう こころ
- (4) 他人のロッカーや下駄箱は開けない。
たにん げたばこ あ
- (5) 水分補給のために、家庭から水筒（お茶、水、スポーツドリンク）を
すいぶんほきゅう かてい すいとう ちゃ みず
も
も
持ってくるのは良い。
よ

- (6) 校内の自動販売機の使用は、以下の事を守って購入する。
こうない じどうはんばいき しょう

・先生に伝えてから購入する。（お茶、水、スポーツドリンクのみ）
せんせい つた こうにゅう ちゃ みず

・購入できる時間は、朝と帰りを原則とする。
こうにゅう じかん あさ かえ げんそく

・お金の管理は、保護者と相談し、自分で責任をもってする。

・お金の貸し借りは、絶対にしない。

・ごみは、自宅へ持ち帰る。

(7) 弁当購入は、原則として認めない。

3 所持品

(1) 所持品には必ず名前を書き、なくさないようにする。

また自分の持ち物は責任をもって管理する。貴重品は担任の先生に渡して管理する。

※預けずに失くす、壊れてしまった場合は自分の責任になります。

(2) 必要のないお金や学習に関係のない物(雑誌、ゲーム機、お菓子、ミュージックプレイヤーなど)は持ってこない。

(3) 携帯電話を持つ場合は、「許可願」を提出し学校の許可を得る。また、校地内、駅のホーム、公共交通機関(バス、電車)での使用は禁止とする(※緊急時は除く)。校内でどうしても利用しなければならぬ場合は、担任の先生に伝える。許可願内のきまりを守れず何度も注意を受けた場合は、許可願を取り消す場合がある。

4 交友関係

(1) みんなと協力し学校生活を送る。

(2) 友達同士でも、正しい言葉づかいを心がける。

(3) 交際^{こうさい}は、高校生^{こうこうせい}としてのエチケット^{えちけっと}（距離^{きょり}、身体^{しんたい}に触^{さわ}らない等^{など}）を守^{まも}り、誤解^{ごかい}のないようにする。

(4) 男女^{だんじょふたり}二人きりで人気^{ひとけ}のない場所^{ばしょ}には、いないようにする。

(5) 自分^{じぶん}や友達^{ともだち}の携帯^{けいたい}番号^{ばんごう}、メール^{メール}アドレス^{あdress}を他人^{たにん}に教^{おし}えない。

また、ネット^{じょう}上^{ともだち}に友達^{こじんじょうほう}の個人^の情報^{じぶん}を載^{こじんじょうほう}せない。自分の個人^{どうよう}情報^{どうよう}も同様^{どうよう}である。

5 服装^{ふくそう}

【標準服^{ひょうじゅんふく}】

(1) くぼた校^{こう}が推^{すい}奨^{しょう}する標準^{ひょうじゅん}服^{ふく}の着^{ちやく}用^{よう}を基本^{きほん}とする。スカート^{なが}の長^{なが}さは、短^{みじか}くしない。ワイシャツ^{ちやくよう}、ネクタイ^{むずか}、ブラウス^{ちやくよう}の着^{ちやく}用^{よう}が難^{むずか}しい場合は担任^{ばんあい}の先生^{たんにな}と相談^{せんせい}し、白^{しろ}いポロシャツ^{ちやくよう}などを着^{ちやく}用^{よう}しても良^よい。

(2) 夏季^{か き}は夏服^{なつふく}を着^{ちやく}用^{よう}する。ネクタイ^{ちやくよう}、リボン^{なつふく}は着^{ちやく}用^{よう}しない（夏服^{なつふく}期間^{きかん}6月^{がつ}～9月^{がつ}）。また、夏服^{なつふく}の上^{うへ}にベスト^{ちやくよう}を着^{ちやく}用^{よう}することは認め^{みと}ない。ただし、気温^{きおん}や体^{たい}調^{ちよう}に合^あわせて、カーディガン^{くろ}（黒^{こん}・紺^{ちゃ}・茶^{ちゃ}・グレー^{ちやくよう}）を着^{ちやく}用^{よう}しても良^よい。

(3) 冬季^{とうき}は冬服^{ふゆふく}を着^{ちやく}用^{よう}する（10月^{がつ}～5月^{がつ}）。ただし、気温^{きおん}や体^{たい}調^{ちよう}に合^あわせてカーディガン^{くろ}またはニットベスト^{こん}（黒^{くろ}・紺^{こん}・茶^{ちゃ}・グレー^{ちやくよう}）を着^{ちやく}用^{よう}しても良^よい。

(4) 肌着^{はだぎ}は白^{しろ}や無地^{むじ}などの目立^{めだ}たないものとする。

うんどう ぎ 【運動着】

- (1) T シャツ、ジャージ（上下）、ハーフパンツは、くぼた校指定のものとする。
- (2) T シャツに関しては、くぼた校指定のTシャツまたは、無地の紺色のものを認める。

べ る と 【ベルト】

- (1) 色、柄とも派手でないものとする。

ぼうかん ぎ 【防寒着】

- (1) 防寒着は、できるだけ黒、紺、茶、グレー、白などとし高校生としてふさわしい物を着用する。
- (2) ブレザーや運動着の中に、防寒着を着る場合は、色が目立たないものとする。
- (3) 手袋やマフラー、ネックウォーマーは、黒、紺、茶、白、グレーなどの派手でないものとする。校内では着用しない。

くつした 【靴下】

- (1) 黒または紺、白とする。入学式、卒業式などの儀式的行事の際は、黒または紺が望ましい。
- (2) ストッキングまたはタイツは、黒または肌色系で、無地とする。
- 儀式的行事の際は、黒とする。

【ひざ掛け等の使用】

とうききかん 冬季期間（１２月～３月）のひざ掛け等の使用について、使用方法及び禁

止事項は下記のとおりとする。

使用方法

- ・教室（特別教室も含む）でのみ、使用する。
- ・体育の授業では使用禁止とする。
- ・くぼた校集会、儀式的行事（卒業式、終業式、始業式、修了式等）では使用しない。
- ・椅子に座る際は、ひざに掛けて使用する。
- ・教室移動の際は、たたんで持ち歩く。
- ・使用しない時、ひざ掛けはロッカーにしまっておく。

禁止事項

- ・肩にかけたり、頭からかぶったりする。
- ・歩く際に腰に巻く。
- ・その他、本来の正しい使用方法以外の使い方をする。

【その他】

（１）登校靴、上履き、バッグなどは、特に指定はないが、色、柄とも
はで
派手でないものとする。

（２）ヘアゴムはできるだけ髪の毛に近い色とし、飾りのついたものは

きんし
禁止とする。

(3) パーマ、マニキュア、^{せんぱつ}染髪、^{けしょう}化粧は^{きんし}禁止とする。

(4) 必要以上の^{ひつよういじょう}整髪料^{せいはいつりょう}の使用は^{しやう}禁止とする。

(5) 授業^{じゅぎやう}の内容^{ないよう}にあわせた^{ふくそう}服装^{かみ}（髪^けの毛^みなどの身^みだし^{ふく}なみも含む）

^{こころ}
を心がけること。

6 ^{こうがいせいかつ}校外生活

(1) 外出^{がいしゅつ}する場合は、行き先^{ばあい}を必ず家^いの人^{さき}に伝え^{かなら}、身分証明書^{いえ} ^{ひと} ^{つた} ^{みぶんしょうめいしょ}
を持っていく。

(2) 外出^{がいしゅつ}は、18時^じまでとする。保護者^{ほごしや}と一緒に^{いっしょ}であれば18時^じを過^す
ぎてもかまわない。

(3) 家^{いえ}の人^{ひと}と一緒に^{いっしょ}のとき以外^{いがい}は、外泊^{がいぱく}は^{きんし}禁止とする。

7 アルバイトについて

(1) アルバイトは原則^{げんそく}禁止^{きんし}とする。ただし、アルバイトの実施^{じっし}を

希望^{きぼう}する場合は、^{ばあい}「くぼた校^{こう}アルバイト規定^{きてい}」によるものとする。

(2) 金銭^{きんせんてき}的な理由^{りゆう}によるアルバイトの実施^{じっし}は認め^{みと}ない。

8 ^{うんでんめんきょしょう}運転免許証について

(1) 運転免許証^{うんでんめんきょしょう}の取得^{しゅとく}は、原則^{げんそく}禁止^{きんし}とする。ただし、就職^{しゅうしょく}内定^{ないてい}後^ご、

^か ^き ^{ばあい} ^{かぎ} ^{みと} ^{ばあい}
下記^{かき}の場合^{ばあい}に限り認め^{みと}られる場合^{ばあい}がある。

○高等部^{こうとうぶ}3年生^{ねんせい}で、進路先^{しんろさき}(企業^{きぎやう})が内定^{ないてい}し、学校生活^{がっこうせいかつ}において良^{りよう}好^{こう}で

^{もの}
ある者^{もの}。

○就職^{しゅうしょく}等^{とう}の理由^{りゆう}で、卒業^{そつぎやう}後に運転免許証^{うんでんめんきょしょう}が必要^{ひつよう}と認め^{みと}られる者^{もの}。

めんきょしゅとく かてい じゅうぶん きょうりよく かんとく え もの
○免許取得にあたり、家庭の十分な協力と監督が得られる者。

せいかつ たんにん がくねんしゅにん しょうにん のち ぶんこうちょう めんだん
○生活グループ、担任、学年主任で承認された後、分校長の面談を

じっし きょか う もの
実施し、許可を受けた者。

うんでんめんきょしょう しゅとく ばあい じどうしゃがっこうにゅうこうきょかねがい せいやくしょ
(2) 運転免許証を取得する場合は、「自動車学校入校許可願」と誓約書

ていしゅつ がっこうちょう きょか え きょか え ばあい じどうしゃ
を提出し、学校長の許可を得る。許可を得られた場合に限り「自動車

がっこうにゅうこうきょかしょう はっこう
学校入校許可証」を発行する。

うんでんめんきょしょう しゅとく さい すみ がっこう ほうこく
(3) 運転免許証を取得した際は、速やかに学校に報告する。

うんでんめんきょしょう しゅとく ほんこうざいせきちゅう うんでん
(4) 運転免許証を取得できても、本校在籍中は運転をしないことと

うんでんめんきょしょう そつぎょう ほごしゃ あず ほかん
する。また、運転免許証は卒業するまで保護者に預け、保管しても
らうようにする。

たこうせい せいと うんでん じどうしゃ どうじょう
(5) 他校生の生徒の運転する自動車やバイクには同乗しない。

9 特別な指導

しゃかい がっこう き まも ばあい
社会のルールや学校の決まりを守れなかった場合は、

とくべつ しどう おこな
特別な指導を行うことがある。

※2 学校生活について

令和7年7月18日一部改正、令和7年8月29日施行。